

2025年（令和7年）9月2日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護審査会
会 長 篠崎 百合子

「特定小・中学校から受けた、長男に対する就学拒否等、及び申請者へのいやがらせについての、秘書課への相談記録について」に係る保有個人情報全部不開示決定処分に対する審査請求について（答申）

2024年（令和6年）11月26日付け（諮問第28号）で諮問された「特定小・中学校から受けた、長男に対する就学拒否等、及び申請者へのいやがらせについての、秘書課への相談記録について」に係る不存在を理由とする保有個人情報全部不開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「特定小・中学校から受けた、長男に対する就学拒否等、及び申請者へのいやがらせについての、秘書課への相談記録について」（以下、「本件個人情報」という。）の保有個人情報を保有していないとして不開示とした2024年（令和6年）5月20日付けでした保有個人情報全部不開示決定は、妥当である。

第2 本件諮問までの経過

- 1 審査請求人は、2024年（令和6年）5月16日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）第77条第1項の規定により、本件個人情報について、保有個人情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、同月20日付けで、審査請求人に対し、不存在を理由とする保有個人情報全部不開示決定処分（以下、「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年8月8日付けで審査請求を行った。
- 4 実施機関は、同年11月26日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に対し、法105条第1項（同条第3項において読み替えて準用）の規定により、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 (1) 企画政策部秘書課への相談情報は教育委員会に繋がたと記載しているが、現実には教育相談行政システムが機能していない状況であり、繋がっていない事を調査してほしい。
 - (2) 藤沢市長が藤沢市内の重大なイジメ、就学拒否、就学妨害について状況把握がどの程度出来ているのか審査してほしい。その相談情報は持っていて然るべき事案だと考える。相談情報を他部署で共有する必要性を審査してほしい。
 - (3) 市長としての藤沢市の教育行政の不備を明らかにし、藤沢市長としてこの教育問題の情報を把握し藤沢市の行政の長として相談記録を残す必要性を審査してほしい。公正で民主的な国民主権の理念を踏まえ、行政機関の情報の透明性を高めるために、審査してほしい。
- 2 審査請求の理由に対する弁明に、審査請求人が審査請求の理由としている内容は、保有個人情報の開示と関係がないため、本件の理由としては認められないと考えるところがあるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第一条にあるように、この法律は国民主権の概念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める事等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としており、藤沢市長は藤沢市の教育行政について、市民のニーズとして情報を充分把握している必要がある。藤沢市行政内ですべての市民からの相談内容の情報がいつでも藤沢市長や秘書課で見る事が出来るシステムを作って、藤沢市長及び秘書課が学校でのイジメについて市民相談を把握していることが当然だと市民のニーズとして考えている。藤沢市長の秘書課でも藤沢市長とともに状況を教育委員会に上がっている相談内容等、同時に把握する情報共有システム構築も可能であると考え。教育委員長が音信不通で、相談内容を隠蔽しているので、藤沢市長とその秘書課で状況を把握し教育にまつわる相談内容と問題解決を市政にスピーディーに反映してほしい。藤沢市でも是非、法律を遵守し、障害があっても無くても共に学べる教育行政を明確に樹立してほしい。
- 3 私が秘書課に助けを求めている事にはちゃんと理由がある。相談時にも申し上げたが、直接市長に教育に関する知識をアップデートできているかどうか伺いたい。日本は国民主権でありながら、藤沢市長が教育委員会の動向をきちんと監督し透明性を向上させ、法律を遵守しているかどうか一目瞭然に理解できる機能が無い事は遺憾である。度重なる藤沢市教育委員会の不祥事を防止する機能が働いていない事が問題なのである。

教育委員会はイジメを隠蔽している。イジメを隠蔽している部署にいくら情報開示請求してもイジメ、就学拒否、就学妨害についての私の相談の記録がありませんと情報開示拒否されている。私たち市民は藤沢市教育委員会に親子共々虐められ本当に困り果てている。そして、もっと情報開示がスムーズにできるよう市政を整え

てほしい。クリーンな市政を行ってほしい。

一部を切り取った方法や、直接的因果論では問題は解決できない。そして、総合的に問題解決することが、問題を簡単に解決することに繋がる。教育委員会は、直接的因果論でしか物事を把握できておらず、偽解決に陥っており、教育環境の本当の藤沢市の教育システムの問題から目を逸らしているだけである。

- 4 藤沢市教育委員会に対し、とりつく島がなく困り果てている。藤沢市教育委員会は、責任逃れしてばかりで、子供を思う親の気持ちに寄り添った教育システムが機能していない。国民主権であるはずが、教育委員会の考える一方通行な考えで藤沢市の教育行政は閉鎖されている。一方的に教員や教育委員会の考えを押し付けられ、市民が我慢している状況は、相談したことの解決の道さえ閉ざされており、相談しても相談しても問題が解決できていない状況が何年も藤沢市の小中学校で繰り返されている。市民のニーズを汲み反映した教育が全くなされていない。市民のニーズをしっかりと汲み取った市政を実現してほしい。

- 5 唯一道があった秘書課の方が親切に教育委員会につなげていただいても、その先の教育委員会は拒絶でしかなかった。いくら、こちらから働きかけても音信不通である。冷た過ぎて優生思想で運営されているようにしか思えず、とても驚いている。藤沢市教育委員会の方々が法律や教育倫理からかけ離れているようにしか思えない。教育倫理を知らない人が運営しているような感じを受ける。

藤沢市長として、教育委員会、教育行政内の不祥事についてきちんと把握して改善してほしい。問題解決にあたり改善策を明確に市民に提示してほしい。

藤沢市政内の職員が法律を遵守することで問題は解決できる。国連からも日本の障害者に対する差別が酷いと指摘されている。国際基準の人権に対する擁護、考えを市政に導入してほしい。市政に関わっている60代、70代以上の人々が古い優生思想をしっかりと意識して、それは人類にとって正しく無い思想だと優生思想から脱却する必要がある。それが、障壁になっている。障がい者や子どもや弱者に対する人権擁護を啓蒙して地域教育していただきたい。弱者が地域で生活できる藤沢市に生まれ変わってほしい。

- 6 請求先が秘書課ではあるが、請求全体の趣旨として、藤沢市の教育行政の情報開示と教育行政のあり方について、行政不服審査請求しているものであり、その情報公開のみならず、教育市政全般について審査請求している。

そこに、部署が違うからと、正しく機能できていない教育委員会だけに審査請求しても、問題は解決できない。

- 7 個人情報保護に関する法律78条ロで、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は開示しなければならないとあり、長男との生活、健康を保護するために、開示がなされ、問題解決の糸口を明らかにするのが権利上当然である。藤沢市長にその責務があると考えている。

藤沢市教育行政でいじめの隠蔽や保護者、児童本人の希望する就学の妨害行為があったことに鑑みて、二度と就学妨害、就学拒否が行われないように、藤沢市の教

育行政をクリーンな教育行政となるように、個人情報、教育における就学希望相談の情報を明確に希望が通るように透明性を確保してほしい。

第4 実施機関の主張要旨

審査請求人から、秘書課にて初期相談を受けたが、詳細把握、事実確認等が必要と判断し、担当部局である教育委員会に案内し、秘書課においては相談記録を作成しなかったため、本件個人情報は不存在である。

第5 審査会の判断

1 本件個人情報の特定について

本件個人情報は、審査請求人が行った「特定小・中学校から受けた、長男に対する就学拒否等、及び申請者へのいやがらせについての、秘書課への相談記録」であるところ、開示請求書及び不開示決定通知書等の記載からは、相談の時期や態様、回数等が判然としない。

この点につき、実施機関に対し、口頭意見陳述及び審査会事務局による聞き取りによって確認したところ、審査請求人の相談は秘書課への訪問によるものであり、対応した秘書課長の記憶によれば、相談日は2024年（令和6年）1月10日頃であるとのことであった。口頭意見陳述において、審査請求人も、秘書課への相談は訪問によるものであり、時期については2023年から2024年との記憶であると述べており、実施機関及び審査請求人の説明に齟齬はない。なお、保有個人情報開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として「相談（電話と秘書課へ訪問）」と記載されているところ、審査請求人によれば、「電話」は教育委員会に対するものであり、本件審査請求の対象情報は、秘書課へ訪問した相談記録であるとのことである。

よって、当審査会は、本件個人情報につき、審査請求人が「特定小・中学校から受けた、長男に対する就学拒否等、及び申請者へのいやがらせ」につき2024年1月10日頃に秘書課に訪問して行った相談の記録と特定した。（以下、「本件相談」という。）

2 相談記録の作成について

- （1）実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、秘書課には所管事務以外の案件による来訪もあり、その場合、相談内容を少し聞いたうえで状況に応じてどこが担当部局かを判断し、当該部局に案内することとしており、審査請求人に対しても相談内容を少し聞いたうえで教育委員会が所管であると判断し、案内した。

どこが担当部局かを判断して案内するために相談内容を少し聞くにとどまる初期相談については、記録を作成していない旨の説明をした。

- （2）記録の作成につき、藤沢市公文書等の管理に関する条例（以下、「条例」という。）第3条第1項は、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、行政文書を作成するものとする。」、

同条第2項は、「前項の規定による行政文書の作成に関する基準は、市長が別に定める。」と規定する。そして、藤沢市公文書等の管理に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）第3条第1項は、「職員は、事務を行う場合には、軽微なものである場合その他経緯も含めた意思決定に至る過程又は事務事業の実績を合理的に跡付け、検証する必要があることが明らかである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と規定し、同条第2項は、「次に掲げる文書は、特に作成が必要なものとする。」として、1号で「会議、相談又は交渉の記録その他の事務及び事業の実施の決定に至るまでの経緯を示した文書」を掲げる。

そこで、審査請求人が秘書課に対して行った上記相談につき、条例及び規則上、行政文書の作成が義務付けられているかにつき、検討する。

条例、規則が一定の行政文書の作成を義務付ける趣旨は、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的とするものである（条例第1条）。そして、規則第3条第2項第1号が相談記録につき特に作成が必要なものとして規定する趣旨は、「会議、相談又は交渉」が市の事務及び事業の決定に至る経緯を「合理的に跡付け、検証できるよう」にするための必要性に鑑みてのものと解される。

したがって、規則に定める「相談」とは、問題の解決のための話し合いの段階に至ったもの、あるいは少なくともそれを目的とするものを指すと解される。したがって、単に用件の内容を聞き所管部局等を判断し、当該部局等に取り次いだにすぎない場合は、規則に定める「相談」には当たらないと考えられる。

また、本件相談に対し、秘書課は、教育委員会が所管であると判断し、取り次ぎをしたにすぎないことから、規則第3条第1項の「軽微なものである場合その他経緯も含めた意思決定に至る過程又は事務事業の実績を合理的に跡付け、検証する必要があることが明らかである場合」にも該当し得る。

- (3) 以上により、実施機関が、本件相談につき、条例及び規則上、相談記録の作成が義務付けられていないと判断したとしても不合理ではない。義務付けられておらずとも、秘書課において一定の対応をした事実を簡潔に記録として残しておく方が好ましいとは言えるが、相談記録を作成していないとの実施機関の説明が不自然であるとまではいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求において「特定小・中学校から受けた、長男に対する就学拒否等、及び申請者へのいやがらせ」につき秘書課に相談した目的に関し、「藤沢市長は藤沢市の教育行政について、市民のニーズとして情報を十分把握している必要があります。藤沢市行政内ですべての市民からの相談内容を情報がいつでも藤沢市長や秘書課で見る事が出来るシステムを作って藤沢市長及び秘書課が学校でのイジメについて市民相談を把握していることが当然だと市民のニーズとして考えています。」と主張している。その意味では、審査請求人の相談意図と秘書課の

受け止めに差があったのかもしれない。

また、審査請求人は、いじめに関する相談をした情報を部署の枠を超えて共有する必要性や、藤沢市教育委員会の対応に問題があったことを種々主張する。このような意見は藤沢市において受け止める必要があるとしても、当審査会は、これらの主張の適否を判断する権限を有していないし、これらの点が本件処分の適否の判断に影響するものではない。

- 4 よって、実施機関が本件個人情報について、不存在を理由として保有個人情報全部不開示決定した処分は、妥当であると判断する。

以上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2024. 11. 26	諮問
2025. 2. 18	審査会 審査会に対する審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
2025. 4. 23	審査会 審議
2025. 5. 28	審査会 審議
2025. 7. 16	審査会 審議
2025. 8. 27	審査会 審議
2025. 9. 2	答申

第 1 9 期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

氏 名	役 職 名 等
○小澤 弘子	弁護士
齋藤 宙也	弁護士
◎篠崎 百合子	弁護士
山田 峰彦	医師
吉田 健二	公認会計士

◎会長 ○職務代理者